



## Vol.129

弁護士 向井 蘭  
社若経営法律事務所

### ★働き方改革関連法の政省令について

今年9月7日に発表された働き方改革関連法の政省令で気になった点を前月に引き続きお伝え致します。

#### 1 産業医へのフィードバック制度

来年の4月1日から産業医へのフィードバック制度（ある従業員の法定外労働時間が80時間を超えた場合産業医に通知をしなければならない）が始まります。この制度によりどのような変化が起きるのでしょうか？

##### (1) 何か起きた場合、会社の責任を問いやすくなる

産業医へのフィードバック制度ができたことにより、会社の責任を問いやすくなります。

例えば、来年4月1日以降、産業医選任義務のある事業所で不幸にも過労死と疑われるような事案が発生してしまったと仮定します。私が遺族側代理人弁護士であればこう主張します。「この会社はフィードバック制度すら無視していた」「この会社はフィードバック制度をずさんに運用していた」「この会社はフィードバック制度を行っていたが、その結果を無視して、従業員の健康管理を怠っていた」等色々主張することができます。つまり、フィードバック制度を会社が運用していてもいなくとも会社の責任を追求しやすくなるのです。

##### (2) 会社も対応せざるを得ない

産業医選任義務のある事業所では、毎月80時間以上の残業を行っている従業員の氏名、残業時間、健康管理の為に実施した措置（実施しなかった場合はその理由）等を産業医に通知しなければなりません。注目すべきは健康管理の為に実施した措置（実施しなかった場合はその理由）です。この記載欄があることにより会社も「何か健康管理のための措置を実施しないとイケない」と暗黙のプレッシャーを受けることになり、対応せざるを得なくなります。

##### (3) 産業医も対応せざるを得ない

私はフィードバック制度により産業医の対応も変わると思います。

仮に、私が産業医であれば、「また、A社のフィードバック文書が来た。残業時間80時間超えの従業員がこれほどいるのは産業医として放置できない」という可能性があります。もしくは「A社の長時間労働は酷すぎる。私も責任が持てない。辞任させてもらおう」と思うかもしれません。多くの産業医はフィードバックに何らかの反応、対応をすることになります。そうなれば、会社も産業医の意見を無視することはできません。フィードバック制度は、このような産業医と会社の反応の連鎖を促すこととなります。

## (4) 管理監督者の長時間労働問題も 明るみに出る

各種労働時間に関する上限規制（中小企業は再来年の4月1日から施行）は管理監督者には適用されません。そのため、来年4月1日以降、管理監督者の労働時間が増大する可能性があります。つまり、会社が「今月はとても忙しいが、法律上これ以上一般従業員には残業をさせられない。仕事が終わらなければ、管理監督者が責任を持って代わりに残業をなささい」と言って、管理監督者に長時間労働をさせてしまう可能性があります。このフィードバック制度は、管理監督者の労働時間についても適用があります。そのため、今後管理監督者の長時間労働についても産業医に対しフィードバックを行うことになり、問題が外部に明るみに出ることになります。

## **2 月80時間超えの残業を行っている従業員に対する通知制度**

健康確保のため、従業員の申し出があった場合、企業には従業員と医師を面談させる義務があります。これまでは法定外労働時間が一ヶ月100時間を超えた場合のみが対象でしたが、来年4月1日からは一ヶ月80時間を超えて残業を行っていた従業員も対象となります（研究開発業務を除く）。それに伴って、会社は法定外労働時間が一ヶ月80時間を超えた従業員に対し、労働時間を通知しなければならなくな

りました（具体的な方式は今後通達等で通知するそうです）。

## (1) 従業員が1名であっても通知を しなければならない

この制度の特徴は、従業員が一名であっても適用されるという所にあります。相当多くの企業が来年4月1日からこの通知を行うことになりそうです。

## (2) 何か起きた場合会社の責任を問 いやすくなる

この点は産業医へのフィードバック制度と同様です。「通知すらしていない」「通知をしていたのに健康管理を怠った」等会社に対する責任追及が容易になります。

## (3) 管理監督者を含めた従業員の意 識が変わる

数字には力があります。今後、この制度が定着するようになると、従業員の意識が変わるようになると思います。「残業時間がまた先月80時間を超えていたのか。いくら私が課長でも働かせ過ぎではないのか。それだけの給料はもらってないぞ」等思う方も増えるかもしれません。地味な制度ですがじわじわと日本型雇用を変えるような気が致します。

お気軽にご相談下さい

(9:00~17:00)

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982